## ○國學院大學学位規則

(目的)

第1条 本学位規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、本 学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

C 7 200	1	
学部・研究科名	学位	専攻分野の名称
文学部	学士	文学
法学部	学士	法学
経済学部	学士	経済学・経営学
神道文化学部	学士	文学
人間開発学部	学士	教育学・体育学
観光まちづくり学部	学士	観光まちづくり
文学研究科	修士	神道学・宗教学・文学・民俗学・歴史学
	博士	神道学・宗教学・文学・民俗学・歴史学
法学研究科	修士	法学
	博士	法学
経済学研究科	修士	経済学
	博士	経済学

(学位授与の条件)

- 第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより所定の課程を修めた者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、前期課程に標準修業年限2年以上在学して所定の専攻科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出してその審査及び試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、後期課程に標準修業年限3年

以上在学して所定の専攻科目について12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ博士論文を提出してその審査及び試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 前項に規定する博士論文の提出は、休学期間を除き、後期課程入学後12年以内に行わなければならない。
- 5 博士の学位は、第3項に規定するもののほか、本学大学院学則第9条により、本学に 博士論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、同項に該当する者と同等以上の 学力があると認められた者に授与することができる。
- 6 第2項及び第3項に規定する審査及び試験並びに優れた業績については、別に定める。

(学位の審査員)

- 第4条 学位申請論文の審査及び試験に当たる審査員の主査及び副査は、各研究科委員会 の議を経て、研究科委員長が当該研究科委員会の構成員及び大学院客員教授の中から委 嘱する。
- 2 前項の副査には、各研究科委員会の議を経て、当該研究科の兼任講師又は論文に関連する専門の学識を有する本学若しくは学外の教員等を加えることができる。
- 3 第3条第2項による修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査員は、主査 1名、副査1名とし、主査には指導教員をあてる。
- 4 第3条第3項による博士論文の審査員は、主査1名と副査2名とし、主査には指導教員をあてる。
- 5 第3条第5項による博士論文の審査員は、主査1名と副査2名とする。
- 6 審査員は、必要に応じて増員することができる。
- 7 審査員は、論文審査及び試験の結果に関する審査報告書を研究科委員会に提出しなけ ればならない。
- 8 学位論文の審査は、当該論文を受理してから、修士論文又は特定の課題についての研究の成果については3月以内に、博士論文については1年以内に終了するものとする。 ただし、特別の事由があるときは、各研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(課程の修了による学位の授与)

第5条 第3条第2項及び第3項に規定する前期課程及び後期課程の学位授与の条件を満

たした者については、本学大学院学則の定めるところにより、それぞれ学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

- 第6条 第3条第5項に規定する博士の学位論文を提出した者については、この規則の定めるところにより、審査の上、学位を授与することができる。
- 2 第3条第5項に規定する博士の学位論文を提出する者は、以下の各号の書類を学長に 提出するものとする。
  - (1) 学位申請書 1部
  - (2)学位論文 5部
  - (3)研究業績書 1部
  - (4) 履歴書 1部
  - (5)参考論文のあるときは、当該参考論文 1部
- 3 前項に規定する者は、審査料として20万円を支払うものとする。ただし、本学大学院 の後期課程において所定の単位を修得した者の審査料は、以下の各号のとおりとする。
  - (1) 入学後6年未満の者 免除
  - (2) 入学後6年以上9年未満の者 1万円
  - (3)入学後9年以上12年未満の者 5万円
  - (4) 入学後12年以上の者 10万円
- 4 学位論文の受理は、各研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 5 学位論文を受理したときは、学位論文の審査のほか本学大学院の後期課程において所 定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを認めるための試験を口答又は筆 答により行うものとする。ただし、学位論文を提出した者が、本学大学院の後期課程に おいて所定の単位を修得した者であるときは、試験を免除するものとする。
- 6 学位論文の審査は、本学大学院学則第23条を準用する。
- 7 審査員は、学位論文審査のため必要があるときは、論文提出者に対して、第1項に規 定する書類のほか、参考資料等の提出を求めることができる。

(課程の修了及び論文の審査の議決)

- 第7条 研究科委員会は、第3条第2項及び第3項によるものについては、本学大学院学 則の定めるところにより、それぞれ課程の修了の可否、第3条第5項によるものについ ては、その論文の審査の合否について議決する。
- 2 前項の議決は、出席委員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(学長への報告)

第8条 研究科委員会が第7条の議決をしたときは、委員長は、学長に報告しなければならない。

(学位記の交付)

第9条 学長は、第8条の報告に基づいて、第3条第2項及び第3項によるものについては、それぞれ課程の修了の可否、第3条第5項によるものについては、その論文の合否について決定し、課程の修了又は論文の合格を決定した者には、学位記を授与するものとする。

(論文要旨等の公表)

第10条 本学は、博士の学位を授与したときは当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第11条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「國學院大學審査博士学位論文」と明記して公表するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

- 第12条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を「学士(○○)國學院大學」「修士(○○)國學院大學」「博士(○○)國學院大學」「申士(○○)國學院大學」のように附記するものとする。
- 2 前項の(○○) に記載する専攻分野の名称については、第2条による区分によるものとする。

- 3 学位記の様式は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。 (学位授与の取消)
- 第13条 本学大学院学則第8条及び第9条により学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があつたとき又は不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、大学院委員会の議を経て学位の授与を取消すことがある。
- 2 前項の議決については、第7条の議決の場合と同様に行うものとする。 (学位記の再交付)
- 第14条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し、学長に願い出なければならない。

(学位授与の報告)

第15条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位規則(昭和28年文部省令 第9号)第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(改正)

第16条 この規則の改正は、全学教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成16年4月1日より施行する。 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定については、平成18年10月1日から施行する。
- 3 第3条第6項の但書については、臨時措置として、5年ごとに見直すものとする。 附 則
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第3条第6項の但書については臨時措置とし、5年ごとに見直すものとする。

附則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に本学大学院後期課程に入学した者については、なお従前の例による。

附則

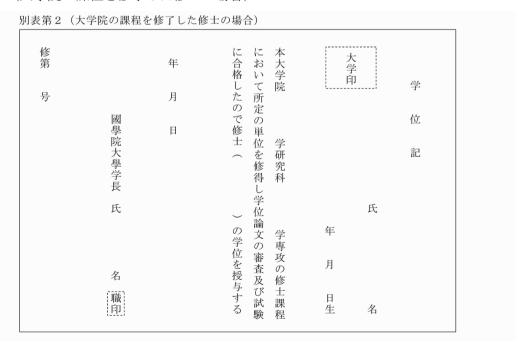
この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

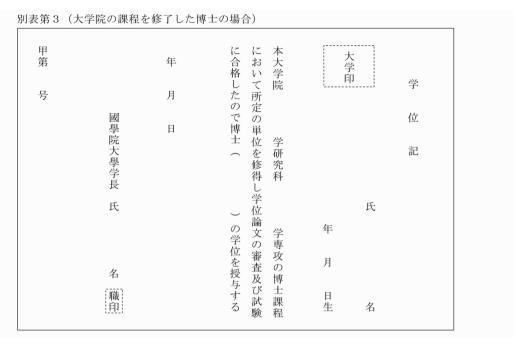
別表第1 (学部の課程を卒業した場合)

別表第1 (学部の課程を卒業した場合) 学第 本学 卒業したことを認め学士( 大学印 年 号 或 國學院大學 学卒 月 學 部 院 日 大 証 學 記書 学 部長 科所定の課程を修めて本学を 長 氏 氏 氏 年 の学位を授与 月 名 名 職印 職印 日生 名

別表第2 (大学院の課程を修了した修士の場合)



別表第3 (大学院の課程を修了した博士の場合)



別表第4 (論文提出による博士の場合)

